

南魚沼市立総合支援学校長 様

小・中・高・重 年 組

児童生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準（①と②の両方を満たす）
	インフルエンザ	①発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ②解熱（1日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること）した日を0日目として、3日目になっていること。
	新型コロナウイルス感染症	

発症日	令和 年 月 日
解熱した日	令和 年 月 日
症状が軽快した日	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。）
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。また、症状軽快の判断に迷う場合は医師に相談してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス 出席停止期間の基準（早見表）

		発症日	発 症 後						
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目		
		出 席 停 止						登校可能	
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目		
		出 席 停 止						登校可能	
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出 席 停 止						登校可能	
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出 席 停 止							登校可能

※解熱とは平熱（37.5℃未満）に下がることです。

※発症とは一般的には発熱のことを指します。

解熱を確認した日はその期間に含まず、その翌日から解熱後 1 日目と算定します。